

## 山口市空き家・空き地バンク設置要綱

第1条 この要綱は、本市に所在する空き家・空き地を地域資源として有効活用することにより、地域が歴史の中で培ってきた住まいと風景を引き継ぐとともに、農山村エリアの定住、二地域居住（以下「定住等」という。）の促進及び地域の活性化を図るために設置する山口市空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空き家 市内に存在する法定空家等及び農山村空家等をいう。（農山村空家等とは、農山村エリアに存在する個人の居住等を目的とした建築物又はこれに附属する工作物であって、現に使用していない又は近く居住しなくなる予定の物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。）
- (3) 農山村エリア 本市の市域のうち、徳地地域、阿東地域、仁保地域、小鯖地域、陶地域、鑄銭司地域、名田島地域、秋穂二島地域及び秋穂地域をいう。
- (4) 空き地 現に居住の用に供する建物がない土地で、かつ、現況のまま個人が居住を目的とした建物を建築できる市内に所在する土地をいう。
- (5) 所有者等 空き家又空き地（以下、空き家等という。）に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (6) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却、賃貸等を希望する当該空き家等の所有者（個人に限る。）から申込を受けた情報を、農山村エリアへの定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対して紹介する制度をいう。
- (7) 地域型空き家・空き地バンク 前号の空き家・空き地バンク制度のうち地域団体（地域団体とは、自治会連合会及び地域づくり協議会をいう。）が主体となって実施する制度をいう。
- (8) 定住 市内に永住し、又は相当長期間市内に生活の本拠地を置き、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (9) 二地域居住 二つの地域で、一定期間・反復的に生活拠点をもつことをいう。
- (10) 定住サポーター 山口市定住サポーター設置要綱に定める者又は地域団体が選出した者をいう。

（対象地域）

第3条 空き家・空き地バンクの対象地域は、農山村エリアとする。

（適用上の注意）

第4条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を補完するものであり、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

- 2 空き家・空き地バンクに基づく売買又は賃貸借の契約は、第6条第1項に規定する「登録者」と第9条第1項に規定する「利用者」同士の合意に基づくものとし、契約等の手続等については一般の不動産取引等と同様とする。

(空き家等の登録)

第5条 空き家・空き地バンクに所有する空き家等の登録を希望する所有者等は、空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家・空き地バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク登録完了通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 4 地域型空き家・空き地バンクの空き家等の登録は、前3項の規定を準用する。この場合において、前3項中「市長」とあるのは「地域団体の長」と読み替えるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、空き家・空き地バンク登録変更届書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 地域型空き家・空き地バンクの空き家等に係る登録事項の変更については、前項の規定を準用する。この場合において前項中「市長」とあるのは「地域団体の長」と読み替えるものとする。

(空き家等の登録抹消)

第7条 市長は、登録者から空き家・空き地バンク登録抹消届書(様式第4号)の提出があったとき、登録から3年を経過したとき、又は空き家・空き地バンク制度において成約したときは、空き家等の登録を抹消するとともに、空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第5号)を登録者に通知するものとする。ただし、登録から3年を経過したことにより登録を抹消した空き家等については、改めて登録の申込みを行うことができる。

- 2 地域型空き家・空き地バンクの登録抹消は、前項の規定を準用する。この場合において前項中「市長」とあるのは「地域団体の長」と読み替えるものとする。

(空き家等の情報の公開)

第8条 市長は、市のウェブサイトへの掲載、市での登録台帳の閲覧及びその他の方法により空き家等の情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(利用者登録)

第9条 空き家・空き地バンクを利用し、空き家等の紹介を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、空き家・空き地バンク利用登録申込書(様式第6号。以下「利用申込書」という。)に誓約書(様式第6号の2)及び必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認の上、利用者として適当であると認めるときは、空き家・空き地バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク利用登録完了通知書（様式第7号）により申込者に通知するものとする。

4 地域型空き家・空き地バンクは、前3項の市長への利用登録手続をもって利用可能となるものであり、別途の手続は必要ないものとする。

（利用者の登録抹消）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用者の登録を抹消するものとする。

(1) 利用者本人から登録抹消の申出があったとき。

(2) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。

(3) 先行する住所地においてトラブル等があったことが判明したとき。

(4) 山口市暴力団排除条例（平成23年山口市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員が利用者登録本人又は居住を予定する家族内に存在することが判明したとき。

(5) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき。

(6) 利用者台帳に登録後、1年を経過したとき。ただし、登録から1年を経過したことにより登録を抹消した者については、改めて登録の申込みを行うことができる。

（情報の提供等）

第11条 市長は、必要に応じて、登録者、利用者、当該手続に関与した定住サポーター、地域団体又は宅建業者等に対して登録台帳、利用者台帳に登録された情報及び当該手続に関与した市職員（ボランティアも含む。）の得た情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び利用者による空き家等の売買、賃借等の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第12条 登録者及び利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家・空き地バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 10 条の規定は平成 25 年 1 月 3 日以前に申請のあったものに対しても適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

空き家・空き地バンク利用登録申込書

年 月 日

(宛先)

山 口 市 長

(申込者) 氏 名 \_\_\_\_\_

空き家・空き地バンクを利用したいので、別添誓約書を添えて次のとおり申し込みます。

住 所	〒 -				
ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日	
職業等					
電話番号（自宅）	-		-		
電話番号（携帯）	-		-		
E-mail	@				
定住等の別 (該当項目に○)	1. 定 住 2. 二地域居住				
定住等の理由					
居住を予定している家族等 (本人除く)	ふりがな 氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	職 業 等				
希望する空き家又は 空き地等の条件 (該当項目に○)	希望価格	賃借 (家賃 円/月まで) 買い取り (価格 万円まで)			
	希望エリア	阿東・徳地・仁保・秋穂二島・秋穂 どこでも可能			
	ペ ッ ト	無 ・ 有 (種類等 )			
	車 両	無 ・ 有 (台 数 )			
	希望される 物件の条件				
その他					
添付書類	次のいずれかの本人確認書類の写しを提出してください。 (本人及び同居人の全て) ※同居人のうち未成年の者は除く <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )				

※申込をされた個人情報は空き家・空き地バンク制度事業の目的以外には利用いたしません。

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

<宛名>

山口市長

空き家・空き地バンク利用登録完了通知書

下記のとおり空き家・空き地バンクへの利用登録が完了いたしましたので通知  
します。

記

1 利用登録番号 第 号

2 利用登録期間 年 月 日～ 年 月 日